

(R5.5.24現在)

議案の概要

令和5年第2回市議会定例会

八王子市

目 次

1	提出予定議案総括	1
2	固定資産評価審査委員会委員の選任について	2
3	八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定について	3
4	八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定について	6
5	八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例設定について	7
6	八王子市夜間救急診療所条例を廃止する条例設定について	8
7	八王子市学校給食センター条例の一部を改正する条例設定について	9
8	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について	10
9	八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例設定について	12
10	市道川口380号線橋りょう整備工事請負契約の変更について	16
11	一般廃棄物指定収集袋の取得について	17
12	市道路線の認定について	19
13	市道路線の認定及び廃止について	20
14	市道路線の廃止について	21

○提出予定議案総括

案 件	件 数	備 考
人 事	1 件	固定資産評価審査委員会委員
補 正 予 算	2 件	一般会計ほか
条 例 関 係	7 件	一部改正 6 件 廃止 1 件
契 約	2 件	工事請負契約 1 件 物品取得 1 件
そ の 他	3 件	市道路線の認定 市道路線の認定及び廃止 市道路線の廃止
計	1 5 件	

人事	固定資産評価審査委員会委員の選任について	総務部
		職員課
概要	令和5年（2023年）7月1日任期満了に伴い、市議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会委員を選任するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和5年（2023年）7月1日に^{もとやすえお}本山末夫委員が任期満了を迎えることに伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会委員の選任をする。</p> <p>任期は、令和5年（2023年）7月2日から令和8年（2026年）7月1日までの3年間である。</p> <p>新任 ^{わかつき}若槻 ^{しゅうへい}周平（公認会計士）</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方税法（昭和25年法律第226号） 第423条第1項～第3項、第6項</p> <p>○八王子市市税賦課徴収条例（昭和25年八王子市条例第19号） 第58条</p>		

条例改正	八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定について	財政部 税制課
概要	令和5年度税制改正による地方税法及び関係法令の改正に伴うもの	
<p>【内容】 令和5年度の税制改正により、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び関連法令が改正されたことから、市税賦課徴収条例を改正する。</p> <p><改正内容></p> <p>【個人住民税に関する改正】</p> <p>1 森林環境税の導入に伴う改正（第22条の5の3、第25条、第28条、第30条、第33条、第33条の2、第33条の6） 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の一部が令和6年（2024年）1月1日から施行されることに伴い、令和6年度（2024年度）から森林環境税（国内に住所を有する個人に課される国税で、1人当たり年額1,000円）を第一号法定受託事務として市町村が賦課徴収することから、賦課徴収方法や納税通知書記載事項等についての所要の改正を行う。</p> <p>2 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化（第23条の3の2） 給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、前年から異動がない旨の記載に代えることを可能とする法改正が行われたことに伴い、法に合わせて同様の改正を行う。</p> <p>3 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限の延長（附則第8条） 一定の要件を満たす肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、その適用期限を3年間延長する法改正が行われたことに伴い、法に合わせて同特例の適用期限を令和9年度（2027年度）まで延長する。</p> <p>4 優良住宅地の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長（附則第19条の2） 優良住宅地の造成等のために土地等（個人が有する土地又は土地の上に存する権利）を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を3年間延長する法改正が行われたことに伴い、法に合わせて同特例の適用期限を令和8年度（2026年度）まで延長する。</p> <p>【固定資産税に関する改正】</p> <p>5 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の創設（附則第10条の2） 平成24年度（2012年度）以降の税制改正により、国が一律に定めていた内容を、地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするため、地方税の特例措置について各地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして地域決定型地方税制特例措置（以下「わがまち特例」という。）が導入された。 令和5年度税制改正におけるわがまち特例として、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年（2023年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した日の属する年の翌年度分の家屋に係る固定資産税額を1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する制度が導入されたことから、本市の特例割合についても、参酌基準と同じ1/3として設定する。</p>		

【軽自動車税に関する改正】

- 6 特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う種別割の税率区分の整理（第62条）
種別割の税率区分について、ミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）を除外する。
- 7 環境性能割の税率に係る臨時的軽減措置の規定の削除（改正前の附則第17条の3、附則第17条の7）
令和3年（2021年）12月31日までを期限とする臨時的軽減措置の規定を削除する。
- 8 燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化に伴う改正（改正後の附則第17条の3、附則第18条の2）
環境性能割・種別割について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する。

【その他の改正】

- 9 引用条文に関する規定の整備

<施行日>

- 公布の日（改正内容3～5、7、9）
令和5年（2023年）7月1日（改正内容6）
令和6年（2024年）1月1日（改正内容1、8）
令和7年（2025年）1月1日（改正内容2）

【法令等】

- 1 森林環境税の導入に伴う改正
○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）
附則第8条
- 2 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化
○改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）
第317条の3の2
- 3 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限の延長
○改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）
附則第6条
- 4 優良住宅地の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長
○改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）
附則第34条の2
- 5 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の創設
○改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）
附則第15条の9の3
- 6 特定小型原付の車両区分創設に伴う種別割の税率区分の整理
○地方税法（昭和25年法律第226号）
第463条の15
○改正後の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）
第15条の15
- 7 環境性能割の税率に係る臨時的軽減措置の規定の削除
○改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）

附則第29条の8の2、附則第29条の18

8 燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化に伴う改正

○改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）

附則第29条の9、附則第30条の2

条例改正	八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定 について	財政部 資産税課
概要	令和5年度税制改正による地方税法及び関係法令の改正に伴うもの	
<p>【内容】 令和5年度の税制改正により、地方税法（昭和25年法律第226号）が改正されたことから、都市計画税条例を改正する。</p> <p><改正内容> バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が新設されたことから、条例で引用する条項に地方税法附則第15条第46項を追加する。</p> <p><施行日> 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p>		
<p>【法令等】 ○改正後の地方税法（昭和25年法律第226号） 附則第15条</p>		

条例改正	八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例設定について	子ども家庭部
		子ども家庭支援センター
概要	八王子市地域子ども家庭支援センターみなみ野の名称及び位置を削除するもの	
<p>【内容】</p> <p>児童虐待件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援を強化するため、八王子市子ども家庭支援センターを保健福祉センター内に移転することで一体的な支援体制を構築することとした。</p> <p>これに向けて、八王子市地域子ども家庭支援センターみなみ野を八王子市地域子ども家庭支援センター南大沢に統合することから、条例に規定する八王子市地域子ども家庭支援センターみなみ野の名称及び位置を削除する。</p> <p><改正内容></p> <p>八王子市子ども家庭支援センターの区分、名称及び位置の表から「八王子市地域子ども家庭支援センターみなみ野」を削除する。(第5条第2項)</p> <p><施行日></p> <p>令和5年(2023年)8月1日</p>		

条例廃止	八王子市夜間救急診療所条例を廃止する条例設定について	健康医療部 健康医療政策課
概要	八王子市夜間救急診療所条例を廃止するもの	
<p>【内容】</p> <p>八王子市夜間救急診療所は、夜間における救急患者を応急的に診療し、市民の健康の保持及び増進に寄与するため、昭和49年（1974年）に設置した施設であり、平成23年（2011年）からは旧都立小児病院跡地において運営を行っている。</p> <p>初期救急の機能を有する同施設の設備等の老朽化や医療を取り巻く環境変化に対応するとともに、充実した医療提供体制を確保するため、本機能を令和5年（2023年）10月1日から市内の二次救急医療機関へ委託し、八王子市夜間救急診療所を廃止することとした。</p> <p>これに伴い、八王子市夜間救急診療所条例を廃止する。</p> <p><施行日> 令和5年（2023年）10月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第244条の2第1項</p>		

条例改正	八王子市学校給食センター条例の一部を改正する条例設定について	学校教育部
		学校給食課
概要	八王子市学校給食センター櫛原を設置するもの	
<p>【内容】 市立学校の学校給食の調理等業務を実施する施設として4施設目となる八王子市学校給食センター櫛原を設置することから、八王子市学校給食センター条例に同施設の名称及び位置を規定する。</p> <p><改正内容> 学校給食センターの名称及び位置を規定する別表に八王子市学校給食センター櫛原を追加する。</p> <p><施設の概要> 所在 八王子市櫛原町1316番地1 敷地面積 9,246.50㎡ 延床面積 4,395.35㎡ 構造 鉄骨造 2階建 給食提供校 11校(第二中学校、第四中学校、第六中学校、第七中学校、甲ノ原中学校、横山中学校、櫛田中学校、櫛原中学校、由井中学校、浅川中学校、陵南中学校) 調理能力 5,000食</p> <p><施行日> 令和5年(2023年)7月1日</p>		
<p>【法令等】 ○学校給食法(昭和29年法律第160号) 第6条</p> <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第30条</p>		

条例改正	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について	まちなみ整備部
		建築指導課
概要	建築基準法の一部改正に伴い、関係する申請手数料について改正を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる「2050年カーボンニュートラル」の実現のため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）により、建築基準法（昭和25年法律第201号）が改正され、建築物の断熱改修や省エネ設備の設置等を行う場合の、同法に基づく形態規制の特例許可制度や、住宅等に設ける給湯設備の機械室等の容積率不算入に係る認定制度が新設されたほか、既存建築物の修繕等により省エネ性能の向上が図れるよう、「一団地の総合的設計制度・連坦建築物設計制度」（※）における対象行為が拡充された。</p> <p>そこで、条例において、新設された制度に基づく申請手数料を新たに設定するほか、制度改正に伴う文言の整備を行う。</p> <p>なお、建築基準法関係の手数料の金額は、東京都及び近隣自治体における金額と均衡を図るため、従前から東京都都市整備局関係手数料条例（平成12年東京都条例第77号。以下「都条例」という。）の定める金額と同額に設定している。ここで、上記の法改正に伴い、都条例が改正されたことから、これに合わせて手数料の金額を都条例の定める金額と同額に設定する。</p> <p>※ 一団地の総合的設計制度・連坦建築物設計制度 特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に、一団の土地の区域を一の敷地とみなして集団規定（建蔽率、容積率、道路に関する制限等の市街地の環境整備等を目的とする規定）等を適用する制度。現行制度では、一又は二以上の建築物の建築（新築、増築、改築及び移転）が対象であり、大規模修繕等については対象外であった。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の容積率の特例認定申請手数料の新設（別表、4 申請手数料、(16) 建築基準法関係、改正後42の項） 住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等の床面積について、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ床面積に算入しない特例の認定に係る規定（法第52条第6項第3号）が新設されたことから、当該認定に係る申請手数料を、1件につき28,000円と定める。 2 建築物の高さの特例許可申請手数料の新設（別表、4 申請手数料、(16) 建築基準法関係、改正後48及び55の項） 第一種低層住居専用地域等や高度地区における高さ制限について、建築物の屋根の断熱改修や屋上への再エネ設備の設置等の屋外に面する部分の工事により、高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可に係る規定（法第55条第3項及び第58条第2項）が新設されたことから、当該特例許可に係る申請手数料を、それぞれ1件につき160,000円と定める。 3 一団地の総合的設計制度・連坦建築物設計制度における対象行為の拡充（別表、4 申請手数料、(16) 建築基準法関係、改正後74、76及び77の項） 既存建築物の修繕等により省エネ性能の向上が図れるよう、「一団地の総合的設計制度・連坦建築物設計制度」における対象行為に、従来の建築（新築、増築、改築及び移転）に加え、新たに大規模の修繕及び大規模の模様替が規定されたことから、当該改正に伴う文言の整備を行う。 4 規定整備 1から3までの改正に伴う規定の整備を行う。 		

<施行日>
公布の日

【法令等】

○建築基準法（昭和25年法律第201号）
第52条第6項、第55条第3項、第58条第2項、第86条、第86条の2

条例改正	八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例設定について	都市計画部
		都市計画課

概要	既存地区の変更を行うもの
----	--------------

【内容】

地区計画に係る建築物等に関する制限事項は、条例で定めるところにより、規制効果を確保している。

今回、既存地区7地区の変更を行う。

<改正内容>

1 八王子市南陽台地区地区計画の変更

本地区は、地区計画によって良好な住環境が形成されている一方で、住民の高齢化やライフスタイルの変化に伴い、土地利用に関する住民ニーズが変化している。そこで、生活利便性の向上を図るため、従来の店舗地区への必要な機能の集積を図るほか、住宅地区においても、それを補完する機能を誘導する。また、地区に隣接して新たに整備された住宅地を地区計画区域に編入し、現在の一体性、連続性のある良好な住環境の維持・保全を図る。

(1) 名称の変更

「八王子都市計画八王子市南陽台地区地区計画」及び「八王子市南陽台地区整備計画区域」を、それぞれ「八王子都市計画南陽台地区地区計画」及び「南陽台地区整備計画区域」に変更する。

(2) 面積の変更

新たに整備された住宅地を地区計画区域に編入したことに伴い、面積を35.3ヘクタールから38.5ヘクタールに変更する。

(3) 住宅地区の変更

ア 地区区分・規制事項の変更

	変更前	変更後
地区区分の名称	住宅地区	住宅地区A
建築物等の用途の制限	(建築できるもの) 1 住宅(長屋を除く。) 2 住宅で診療所(患者の収容施設を有するものを除く。)の用途を兼ねるもの 3 1及び2の建築物に附属するもの	(建築できるもの) 1 住宅(長屋を除く。) 2 住宅で次のいずれかの用途を兼ねるもの (1) 事務所 (2) 喫茶店 (3) 学習塾等 3 集会所 4 老人ホーム等 5 診療所(患者の収容施設を有するものを除く。) 6 巡査派出所等の公益上必要な建築物 7 1から6までの建築物に附属するもの
建築物の容積率の最高限度	10分の8	—
建築物の建蔽率の最高限度	10分の4	—
壁面後退の適用除外の建築物等	1 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類す

	2 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫	る用途(自動車車庫を除く。)に供するもの 3 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫
建築物等の高さの最高限度	9m	—

イ 新たに整備された住宅地の編入

新たに地区計画区域に編入された住宅地区を住宅地区Bとして、次のように規制事項を定める。

(ア) 建築物等の用途の制限

(建築できるもの)

- 1 住宅(長屋を除く。)
- 2 住宅で次のいずれかの用途を兼ねるもの
 - (1) 事務所
 - (2) 喫茶店
 - (3) 学習塾等
- 3 集会所
- 4 老人ホーム等
- 5 診療所(患者の収容施設を有するものを除く。)
- 6 巡査派出所等の公益上必要な建築物
- 7 1から6までの建築物に附属するもの

(イ) 建築物の敷地面積の最低限度

150㎡

(ウ) 壁面後退の距離

隣地境界線までの距離 0.5メートル

(エ) 壁面後退の適用除外の建築物等

- 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
- 2 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの
- 3 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫
- 4 本変更に係る都市計画決定の時点において、現に存する建築物

(4) 店舗地区の変更

	変更前	変更後
地区区分の名称	店舗地区	複合地区
建築物等の用途の制限	(建築できるもの) 1 店舗 2 住宅で店舗の用途を兼ねるもの 3 1及び2の建築物に附属するもの	(建築できないもの) 1 長屋 2 共同住宅等 3 大学等 4 神社、寺院等 5 老人ホーム等 6 倉庫(建築物に附属するものを除く。) 7 危険物の貯蔵等に供するもの(建築物に附属するものを除く。)
壁面後退の適用除外の建築物等	1 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの 2 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの 3 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫

(5) (3)及び(4)の改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積及び建築物の高さの算定に係る備考を削除する。

2 八王子西インターチェンジ北地区地区計画の変更

圏央道八王子西インターチェンジに近接し、都道山田宮の前線や北西部幹線道路に囲まれている交通利便性の高い地区であり、区域内において川口土地区画整理事業が施行されている。今般、同事業の事業計画が変更されたことや労働者の就労環境整備の促進を目的とした法改正があったことから、これらに適合した内容となるよう地区計画を変更した。そこで、条例に規定する規制内容を改める。

(1) 業務施設地区の変更

	変更前	変更後
建築物等の用途の制限	<p>(建築できるもの (※))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場 2 研究所 3 研修所 4 事務所 5 倉庫 6 電気事業の用に供する施設 7 水道事業の用に供する施設 8 1 から7 までに附属するもの <p>※ 火薬類の貯蔵又は処理に供する建築物を除く。</p>	<p>(建築できるもの (※))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場 2 研究所 3 研修所 4 事務所 5 倉庫 6 電気事業の用に供する施設 7 水道事業の用に供する施設 8 当該地区計画の区域内に立地する事業施設の従業者及び利用者が使用する建築物で、次のいずれかの用途に供するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 店舗 (2) 食堂又は喫茶店 (3) 体育館又は水泳場 (4) 保育所 (5) 共同住宅等 9 1 から8 までの建築物に附属するもの <p>※ 火薬類の貯蔵又は処理に供する建築物を除く。</p>
建築物の敷地面積の最低限度	5,000平方メートル	5,000平方メートル(上記「建築物等の用途の制限」8(1)から(5)までの用途にのみ供する建築物の敷地を除く。)

(2) 複合地区の変更

	変更前	変更後
建築物等の用途の制限	<p>(建築できるもの (※))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場 2 研究所 3 研修所 4 事務所 5 倉庫 6 店舗、飲食店等(当該用途に供する部分が3,000㎡未満のもの) 7 診療所、病院 8 集会場、集会所 9 電気事業の用に供する施設 10 水道事業の用に供する施設 11 1 から10 までに附属するもの <p>※ 火薬類の貯蔵又は処理に供する建築物を除く。</p>	<p>(建築できるもの (※))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場 2 研究所 3 研修所 4 事務所 5 倉庫 6 店舗、飲食店等(当該用途に供する部分が3,000㎡未満のもの) 7 診療所、病院 8 集会場、集会所 9 電気事業の用に供する施設 10 水道事業の用に供する施設 11 当該地区計画の区域内に立地する事業施設の従業者及び利用者が使用する建築物で、次のいずれかの用途に供するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 体育館又は水泳場

		(2) 保育所 (3) 共同住宅等 (4) ホテル又は旅館 12 1 から 11 までの建築物に附属するもの ※ 火薬類の貯蔵又は処理に供する建築物を除く。
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートル	500平方メートル(上記「建築物等の用途の制限」11(1)から(4)までの用途にのみ供する建築物の敷地を除く。)
(3) 住宅地区の変更		
	変更前	変更後
地区区分の名称	住宅地区	住宅複合地区
建築物の高さの最高限度	—	12メートル
<p>3 規定整備</p> <p>美山地区整備計画区域、西寺方地区整備計画区域、大塚日向地区整備計画区域、堀之内・東中野地区整備計画区域及び鏡水二丁目地区整備計画区域の規定について、各地区計画で定める内容の一部が条例に反映されていなかったことから、各地区計画の内容に適合するよう、当該規定を整備する。</p> <p><施行日> 令和5年(2023年)7月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○建築基準法(昭和25年法律第201号) 第68条の2</p>		

契約	市道川口380号線橋りょう整備工事請負契約の変更について	拠点整備部																							
		都市整備課																							
概要	工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）を適用し、契約金額を変更するもの																								
<p>【内容】</p> <p>令和4年（2022年）6月22日に請負契約を締結した本工事について、工期内に賃金等の急激な変動が生じたことにより、工事請負契約約款第25条第6項の規定（インフレスライド条項）を適用し、契約金額を増額する。</p> <p>なお、本契約は、これまで契約金額が2億円未満であったため、契約締結及び契約変更にあたり、議会の議決に付していなかったが、ここで契約金額が2億円以上となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号）第2条の規定により、議決に付すものである。</p> <p><工期> 令和4年（2022年）6月23日から令和5年（2023年）7月31日まで</p> <p><契約先> 飛鳥建設株式会社 八王子営業所 所長 小峰 祐介</p> <p><契約金額の変更></p> <p>変更前 198,661,100円（うち、消費税額18,060,100円） 変更後 203,723,850円（うち、消費税額18,520,350円） 変更増額 5,062,750円（うち、消費税額 460,250円）</p> <p>※ 予算措置 単位：千円</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">財源</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>都支出金</th> <th>市債</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度（2022年度）</td> <td>56,500</td> <td>91,000</td> <td>10,384</td> <td>157,884</td> </tr> <tr> <td>令和5年度（2023年度）</td> <td>15,061</td> <td>27,000</td> <td>3,779</td> <td>45,840</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71,561</td> <td>118,000</td> <td>14,163</td> <td>203,724</td> </tr> </tbody> </table> <p>【法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第96条 ○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 第121条の2 ○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号） 第2条 			年度	財源			計	都支出金	市債	一般財源	令和4年度（2022年度）	56,500	91,000	10,384	157,884	令和5年度（2023年度）	15,061	27,000	3,779	45,840	計	71,561	118,000	14,163	203,724
年度	財源			計																					
	都支出金	市債	一般財源																						
令和4年度（2022年度）	56,500	91,000	10,384	157,884																					
令和5年度（2023年度）	15,061	27,000	3,779	45,840																					
計	71,561	118,000	14,163	203,724																					

契約	一般廃棄物指定収集袋の取得について	資源循環部
		ごみ減量対策課
概要	一般廃棄物指定収集袋を購入するもの（指名競争入札）	
【内容】		
一般廃棄物処分用の指定収集袋（合計29,583,600枚）を購入する。		
<種類及び数量>		
1	可燃ごみ専用袋	25,736,400枚
(1)	ミニ袋（5リットル）	3,416,400枚
(2)	小袋（10リットル）	7,732,800枚
(3)	中袋（20リットル）	9,561,600枚
(4)	大袋（40リットル）	4,680,000枚
(5)	大袋ばら（40リットル）	345,600枚
2	不燃ごみ専用袋	1,375,200枚
(1)	ミニ袋（5リットル）	280,800枚
(2)	小袋（10リットル）	302,400枚
(3)	中袋（20リットル）	345,600枚
(4)	大袋（40リットル）	360,000枚
(5)	大袋ばら（40リットル）	86,400枚
3	ボランティア袋	348,000枚
(1)	中袋（20リットル）	108,000枚
(2)	大袋（45リットル）	240,000枚
4	おむつ専用袋	2,124,000枚
(1)	小袋（10リットル）	540,000枚
(2)	中袋（20リットル）	1,584,000枚
<契約先>		
三幸商事株式会社		
<契約金額>		
133,146,486円（うち、消費税額12,104,226円）		
※ 入札状況		
令和5年（2023年）4月19日入札 指名競争入札による		
	入札業者	入札金額（税抜き）
1	三幸商事株式会社	121,042,260円
2	株式会社 石本	121,047,204円
3	双葉産業株式会社	133,500,000円
4	有限会社 伊登勢屋商店	139,613,400円
5	有限会社 大和田商会	348,000,000円
6	スズキ美術印刷株式会社	辞退
7	株式会社 マルカネ	辞退

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第8号

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第121条の2第2項

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号）
第3条

道路	市道路線の認定について		道路交通部								
			路政課								
概要	市道路線を認定するもの										
<p>【内容】 東京都建設局より旧都道の移管を受け認定するもの 1 路線認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>幅員 (m)</th> <th>延長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道由木1159号線</td> <td>堀之内 地内</td> <td>4.00~ 29.18</td> <td>1,558.46</td> </tr> </tbody> </table>				路線名	所在地	幅員 (m)	延長 (m)	市道由木1159号線	堀之内 地内	4.00~ 29.18	1,558.46
路線名	所在地	幅員 (m)	延長 (m)								
市道由木1159号線	堀之内 地内	4.00~ 29.18	1,558.46								
<p>【法令等】 ○道路法（昭和27年法律第180号） 第8条第1項、第2項</p>											

道路	市道路線の認定及び廃止について				道路交通部
					路政課
概要	市道路線を認定及び廃止するもの				
【内容】					
八王子駅南口集いの拠点整備事業に伴い廃止し、廃止した路線の一部を認定するもの 3路線認定・2路線廃止					
	区分	路線名	所在地	幅員 (m)	延長 (m)
1	廃止	市道八王子32号線	子安町三丁目 地内	4.00	280.59
2	廃止	市道八王子74号線	子安町三丁目 子安町四丁目 地内	6.21~ 12.00	761.02
1	認定	市道八王子32号線	子安町三丁目 地内	4.00	236.32
2	認定	市道八王子74号線	子安町四丁目 地内	5.91~ 12.00	577.05
3	認定	市道八王子1569号線	子安町三丁目 地内	5.31~ 5.87	79.90
【法令等】					
○道路法（昭和27年法律第180号） 第8条第1項、第2項、第10条					

道路	市道路線の廃止について		道路交通部								
			路政課								
概要	市道路線を廃止するもの										
<p>【内容】 八王子駅南口集いの拠点整備事業に伴い廃止するもの 1 路線廃止</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>幅員 (m)</th> <th>延長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道八王子31号線</td> <td>子安町三丁目 地内</td> <td>8.00</td> <td>73.81</td> </tr> </tbody> </table>				路線名	所在地	幅員 (m)	延長 (m)	市道八王子31号線	子安町三丁目 地内	8.00	73.81
路線名	所在地	幅員 (m)	延長 (m)								
市道八王子31号線	子安町三丁目 地内	8.00	73.81								
<p>【法令等】 ○道路法（昭和27年法律第180号） 第8条第1項、第2項、第10条</p>											